

令和6年3月11日

市内居宅介護支援事業所 管理者 様

尼崎市福祉局 法人指導課長
介護保険事業担当課長
包括支援担当課長

指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援事業を実施する際の留意点について

介護保険法の改正により、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施できるようになります。

このことに関して、要支援者に対するケアプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみとなります。

このため、例えば以下のような場合は、次の取扱いとなります。

例：利用者（要支援2）について、A居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当しているケース

利用月	利用するサービス	プラン	尼崎市へ必要な届出
5月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防支援に係る「居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」
6月	・通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントに係る「居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」
7月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防支援に係る「居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」

○この場合においては、5月分、7月分はA事業所が担当の指定介護予防支援事業所ですが、6月分は介護予防ケアマネジメントとなるため、地域包括支援センターが担当となります。

また、5月分、6月分、7月分のそれぞれにおいて、「居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」の提出、利用者との契約が必要となります。（A事業所は5月分・7月分、地域包括支援センターは6月分）

○このように利用するサービスにより月毎で「介護予防支援」又は「介護予防ケアマネジメント」に変更となる場合がありますので、日頃より地域包括支援センターとの連携や契約時においては利用者、指定介護予防支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約の変更手続きを行うなど、ご対応をお願いします。

以上

【お問い合わせ先】

- 事業所指定に関すること
法人指導課 TEL06-6489-6143
- 居宅サービス計画作成依頼届出書に関すること
介護保険事業担当課 TEL06-6489-6322
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関すること
包括支援担当課 TEL06-6489-6356